

カ 歯・口腔の健康

(7) 現状・課題

- 国は、令和5年10月に「歯科口腔保健に関する基本的事項（第二次）」（以下「歯・口腔の健康づくりプラン」という。）を策定し、令和6年度から展開することとしました。

県においても、国の「歯・口腔の健康づくりプラン」を踏まえ、令和6年3月に、「鹿児島県歯科口腔保健計画」を改定し、歯・口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小を目標に、歯科口腔保健対策の一層の推進を図ります。

① 歯及び口腔の健康の重要性

- 歯及び口腔の健康を保つことは、食事や会話を楽しむなど生活の質の向上のほか、全身疾患の予防・重症化防止という観点からも重要です。
- 80歳まで自分の歯を20本以上保つことを目標とする「8020（ハチマルニイマル）運動」は、県民の生涯を通じた口腔の健康及び口腔機能の維持・向上の観点から更に推進することが必要です。
- 「食べる機能」の育成、口腔機能の維持など歯科保健の立場から「食育」を推進するため、ひと口30回以上噛むことを目標とした「噛ミング30（カミングサンマル）」運動の普及啓発を図ることが必要です。
- 健全な口腔の保持増進を図るため、歯科疾患予防や口腔機能の維持・向上は重要であることから、「かかりつけ歯科医」等での定期的な歯科検診が必要です。

② 乳幼児期の状況

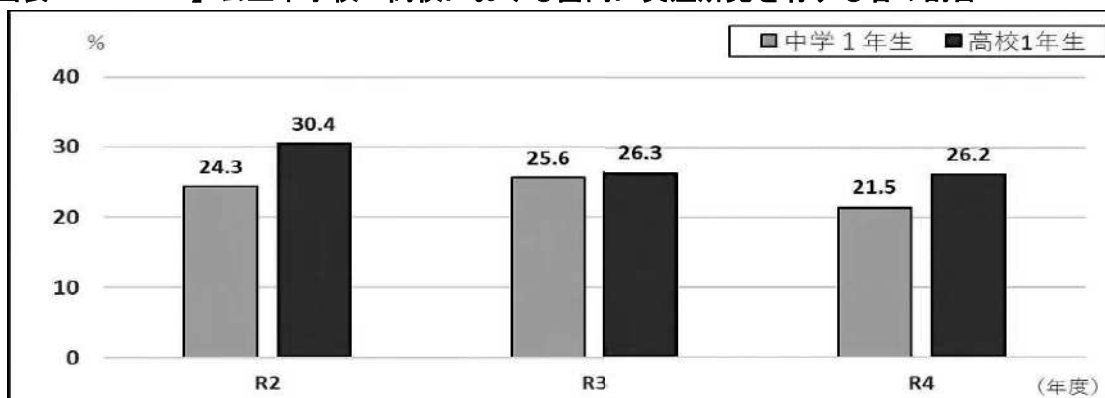
- 本県の乳幼児のむし歯のない者の割合は、3歳児において増加しているものの、全国平均より低いことから、妊娠期及び乳児期からの一層の予防対策が必要です（P22図表2-5-29、P23図表2-5-30）。
- 妊婦の歯科保健に関する知識は乳幼児のむし歯予防等にも影響するほか、妊娠期の歯周病は早産や低出生体重児出産等とも関係があるとされています。
- 乳幼児期は「噛む・飲み込む」など口腔機能を獲得する時期であり、適切な咬合や顎の発達を促進するための重要な時期です。生涯にわたる口腔機能の保持増進のためにも、乳幼児期の口腔機能の獲得は重要です。
- 乳幼児のむし歯予防に関する保護者の意識は高くなってきていますが、子どもの口腔の健康を守る立場にある保護者や児を取り巻く関係者が、むし歯になりにくくする食習慣、フッ化物歯面塗布やフッ化物洗口等の歯質強化や歯口清掃の方法等の知識を習得し、実践することが必要です。

③ 学齢期の状況

- 12歳児のむし歯のない者の割合は、増加しているものの、全国平均より低いことから、適切な歯みがき習慣や食生活習慣の定着に加えて、フッ化物を用いた歯質強化や「かかりつけ歯科医」による定期的な歯科検診の受診など総合的な予防対策が必要です（P23図表2-5-31）。

- 令和4年度の公立中学校・高校における歯肉に炎症所見を有する者の割合は、中学1年生が21.5%、高校1年生が26.2%となっており、「予防方法について大体知っている」と回答した中学1年生の割合は17.8%と低いことから、歯周病予防に関する普及啓発を図ることが必要です。

【図表4-1-1】公立中学校・高校における歯肉に炎症所見を有する者の割合



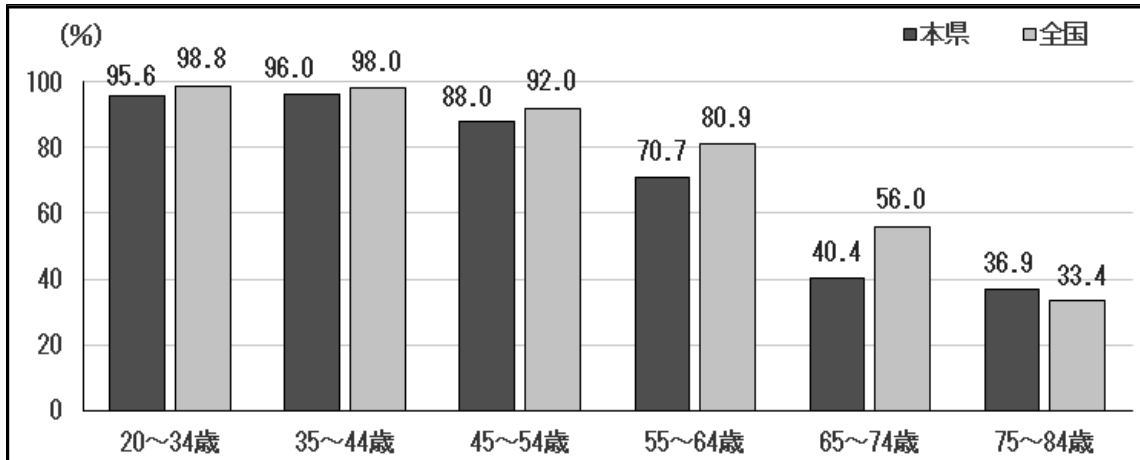
〔県教育委員会調べ〕

- 令和4年度の県民の歯科口腔保健実態調査において、肥満傾向を示す12歳児は、お茶や水で流し込む食べ方をしている割合が高いことが認められたことから、成人期の肥満等の生活習慣病予防を図るためにも、「よく噛んで食べる」という基本的な指導が重要です。
- 学齢期は、口腔機能や顎顔面の健全な育成に重要な時期であり、よく噛んで食べることの重要性や歯並びに影響する習癖の改善等の普及啓発に努める必要があります。

④ 青壮年期・中年期の状況

- 40歳代、50歳代で、既に歯周病に罹患している者や歯を喪失している者の割合の増加がみられることから、より早期の予防対策が必要です。
- 歯周病を予防するには、歯ブラシでは磨けない歯と歯の間の歯垢を除去する歯間部清掃用器具を併用することが有効ですが、その使用者は少ない状況です。
- 「かかりつけ歯科医」は、歯みがきでは落とせなくなった歯石を定期的に除去するなど、歯周病予防や歯周病の早期発見・早期治療に重要な役割を担っています。
- 歯周病は糖尿病等の全身疾患とも関係していることや、喫煙が歯周病の危険因子であることなどについての認知度は、十分とはいえない状況です。
- 60歳（55～64歳）で24歯以上の自分の歯を有する者の割合は70.7%となっており、全国（80.9%）に比べて低い状況です。

【図表 4-1-2】24歯以上自分の歯を有する者の割合



〔県：令和4年度県民の歯科口腔保健実態調査，国：令和4年歯科疾患実態調査〕

⑤ 高齢期の状況

- 健全な歯・口腔を保持することは、食事をよく噛み、味わい、飲み込むなど良好な咀嚼機能を維持するとともに、高齢期の誤嚥・窒息予防にもつながるが、歯の喪失防止や口腔機能の維持向上など健全な歯・口腔の保持増進についての啓発が十分ではない状況です。
- 高齢期は、歯の喪失や歯根部のむし歯を有する者が増加し、義歯使用者も増加してくることから、「かかりつけ歯科医」による定期的な歯科検診や歯石除去、歯口清掃、義歯調整等を受けることにより、歯科疾患の予防等を図る必要があります。
- 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施として、個別歯科指導に取り組んでいる市町村が少なく、オーラルフレイル予防対策の取組を推進する必要があります。
- 80歳（75～84歳）で20歯以上自分の歯を有する者の割合は61.9%となっており、全国（51.6%）に比べて高い状況です（P24図表2-5-33）。

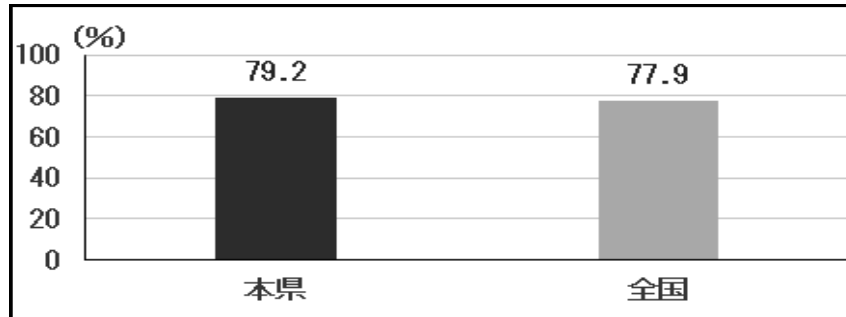
⑥ 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進

a 障害者・障害児・医療的ケア児

- 障害児においては、哺乳不全、筋機能障害、咀嚼機能の発達の遅れ等の口腔機能の問題を抱えている場合が多くみられ、その後のライフステージに与える影響が大きいことから、早期からの口腔機能の育成が重要です。
- 障害や疾病の程度により、口腔ケアが困難であったり、口の自浄作用の働きが悪かったり、服用している薬剤等によって、歯や口腔の疾患が発症、重症化しやすい傾向にあることから、早期の予防対策が必要です。
- 障害者（児）・医療的ケア児に対する歯科治療においては、患者の障害の程度により、深刻な心理的・身体的負担を伴う場合があることから、患者の状態に応じた治療を提供できる環境づくりが必要です。

- 本県の令和4年度の障害者支援施設及び障害児入所施設等における定期的な歯科検診実施率は79.2%となっています（全国77.9%（令和元年度））。

【図表4-1-3】 障害者支援施設等の定期的な歯科検診実施率等



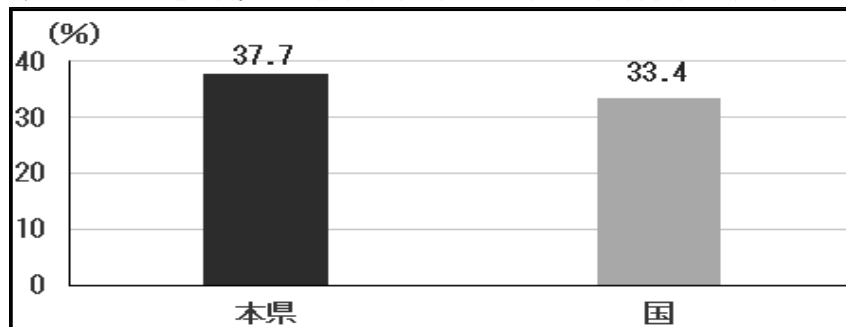
〔県：令和4年度県民の歯科口腔保健実態調査〕

〔国：厚生労働科学研究「歯科保健医療サービス提供困難者に対する歯科保健医療サービスの実施に関する研究」、令和元年度厚生労働省委託事業「障害者等への歯科健診推進事業に係る調査研究」〕

b 要介護高齢者

- 要介護高齢者等に対する「訪問歯科診療」の認知度が低いことから、普及啓発を図るとともに訪問歯科診療の充実に努める必要があります。
- 施設における口腔衛生に関する加算を算定している施設の割合は、32.0%という状況です。
- 本県の令和4年度の介護老人福祉施設及び介護老人保健施設における定期的な歯科検診実施率は37.7%となっています（全国33.4%（令和元年度））。

図表4-1-4】 介護老人福祉施設等の定期的な歯科検診実施率



〔県：令和4年度県民の歯科口腔保健実態調査〕

〔国：厚生労働科学研究「歯科保健医療サービス提供困難者に対する歯科保健医療サービスの実施に関する研究」、令和元年度厚生労働省委託事業「障害者等への歯科健診推進事業に係る調査研究」〕

⑦ 離島・へき地地域の歯科医療・歯科保健の推進

- 県内には、無歯科医地区^{*1}が離島を中心に13市町村41か所あり、無歯科医地区における歯科医療の充実が必要です。
- 現在、口永良部、三島及び十島の12地区を対象に、毎年各地区2回程度の歯科巡回診療を行っていますが、当該地区の住民は頻繁に歯科診療を受けられない環境にあるため、口腔ケアによる歯科疾患予防の重要性についても普及啓発を図る必要があります。

⑧ 医科歯科連携・多職種連携の推進

- 歯科疾患である歯周病は、糖尿病の合併症の一つであること、また糖尿病患者に対して歯周病の治療・管理を行うことで、血糖コントロールに有効であることが明らかになっています。
- 脳卒中による麻痺等により、口腔ケアが不十分であったり、摂食嚥下機能の低下などから誤嚥性肺炎を起こしやすいことから、脳卒中患者等に対する早期の口腔リハビリは重要です。
- 口腔がんは、歯科検診や歯科治療の過程で発見される場合がありますが、検診に従事する歯科医師の資質向上や高次医療機関との連携体制が必要です。
- 在宅等の要介護高齢者等の口腔ケアや歯科診療の機会を確保するためには、地域包括ケアの推進を図り、地域の実情に応じた多職種による連携体制が必要です。

⑨ 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

- 歯科口腔保健を推進するためには、一人ひとりの意識と行動の変容を図るとともに、地域が一体となって住民の主体的な取組を支援する社会環境を整備することが必要です。
- 県及び市町村では、歯科衛生士や歯科口腔保健を担当する保健師等の職員の確保や資質の向上に努めるとともに、地域住民の歯の健康づくりを支援するボランティアを養成することが必要です。
- 歯科医師、歯科衛生士、医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、介護職員、学校保健担当者等の歯科口腔保健を担う者が、連携・協力して歯科口腔保健を推進する体制の充実が必要です。
- 在宅等の要介護高齢者や障害者（児）及び医療的ケア児が、歯科保健・歯科医療サービスを適切に利用できる社会環境の整備が必要です。

*1 無歯科医地区

歯科医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に歯科医療機関を利用することができない地区をいう。

⑩ 歯科口腔保健を担う人材の確保・育成

- 歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進していくために、歯科医師・歯科衛生士及び歯科技工士並びに歯科口腔保健に関わる保健師・管理栄養士等の他職種の資質向上に努める必要があります。
- 関係団体・関係機関との調整、歯科口腔保健の企画・調整を行う人材として、行政及び各種施設等における歯科衛生士等の歯科専門職の配置促進が必要です。
- 歯科保健医療現場から結婚や子育て等により、離職している歯科衛生士の復職を希望している歯科衛生士の復職支援のための事業を平成26年度から実施しています。
- 歯科口腔保健の推進のためには、地域ボランティアの役割も重要であることから、地域住民を対象に啓発活動を行っている8020運動推進員の育成や資質向上を図ることが重要です。

⑪ 大規模災害時の歯科口腔保健の体制整備

- 災害発生時は、飲料水等の不足により、適切な口腔清掃を行うことが困難となり、口腔内が不衛生になることから、災害時における口腔ケアの重要性について普及啓発が必要です。
- 避難生活等における、口腔内の不衛生等による誤嚥性肺炎の発症等の二次的な健康被害を予防することが重要です。
- 平時から、市町村や地域の歯科医師会・歯科衛生士会・歯科技工士会・医師会等の関係団体と連携に努め、大規模災害時に必要な歯科口腔保健サービスを提供できる体制構築に努める必要があります。
- 県と県歯科医師会において「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」を平成26年3月に締結しています。

(イ) 施策

県歯科口腔保健計画に基づき、市町村、県歯科医師会、県医師会等との連携を図りながら、総合的かつ計画的に施策を推進します。

① 歯科疾患の予防・口腔機能の獲得・維持・向上

a 妊娠期・乳幼児期

- 妊娠期における妊婦歯科検診の受診勧奨や、生まれてくる児も対象とした歯科保健指導の充実を図ります。
- 乳幼児期におけるむし歯予防に関する知識の普及啓発を図るとともに、フッ化物歯面塗布やフッ化物洗口などフッ化物応用による歯質強化を図ります。特に、むし歯有病者の多い地域における予防の取組を促進します。
- 乳幼児の歯の健康や口腔機能の発達を促す食習慣、口腔機能獲得に影響を及ぼす習癖等の改善に関する歯科保健指導等の充実を図ります。
- 転倒等による歯の打撲や脱臼の予防・対処方法等に関する知識の普及啓発を図ります。

b 学齡期

- 児童生徒や保護者等に対して，歯科疾患予防や運動時等に生じる歯の外傷への対応方法等の普及啓発を図ります。
- 個人に応じた効果的な歯みがきや食生活などの歯科保健指導を行うとともに，かかりつけ歯科医の定期的な歯科検診受診や，フッ化物洗口等のフッ化物応用を促進します。
- 「よく噛むこと」が口腔機能や顎顔面の健全な育成を促進するとともに肥満の防止につながるなど，健康に与える効果を啓発し，よく噛みよく味わって食べる健康な食習慣の定着を図ります。

c 青壮年期・中年期

- 歯周疾患検診，健康教育・相談を充実するとともに，「かかりつけ歯科医」による口腔ケアが重要であることの普及啓発を図ります。
- 個人に応じた歯みがき方法や，歯間部清掃用器具の適切な使用方法について，普及啓発を図ります。
- 歯周病と糖尿病等の全身疾患との関係性や，喫煙が歯周病の危険因子であること等について，正しい知識の普及啓発を図ります。
- 職域等と連携を図り，より早期の歯周病予防等の対策を推進します。

d 高齢期

- 高齢期における咀嚼機能や構音機能の維持を図るなど，オーラルフレイルの予防対策等，口腔機能の維持向上に関する普及啓発を図ります。
- 定期的に歯科検診や歯石除去，適切な咬合の維持管理（適合良好な義歯）等を受けるため，「かかりつけ歯科医」をもつことを促進します。
- 鹿児島県後期高齢者医療広域連合が実施する口腔健診事業と，市町村が実施する高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施や介護予防事業等との連携を促進します。

② 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進

a 障害者・障害児・医療的ケア児

- 障害者（児）や医療的ケア児が健全な口腔状態を保ち，しっかり食べることができるよう，障害者（児）等の状態に応じた歯科疾患の予防と治療が適切に実施される環境づくりに努めます。
- 障害や疾病の特性を理解するとともに，個々の状態に応じた口腔ケアができる人材育成を図ります。
- 障害者支援施設及び障害児入所施設等における歯科検診や歯科保健指導の実施を促進します。

b 要介護高齢者

- 施設及び居宅において、歯科専門職による適切な口腔ケアや歯科診療が確保されるよう、歯科医療機関等との連携促進を図ります。
- 関係職種が連携し、要介護高齢者の口腔機能の維持向上のための対策を推進します。
- 介護保険施設における歯科検診や歯科保健指導の実施を促進します。

③ 離島・へき地地域の歯科医療・歯科保健の推進

- 個人に応じた効果的な歯みがきや食生活などの歯科保健指導を行い、口腔ケアの重要性について普及啓発を図ります。
- 歯科保健に関する健康相談等の充実を図るとともに、定期的な歯科検診受診を促進します。
- 無歯科医地区における歯科医療の現状について、関係者間で情報を共有し、歯科医療を充実させるための取組を促進します。特に、無歯科医地区においては、歯科医療の提供を受ける機会が少ないことから、フッ化物応用など歯科疾患予防のための取組を促進します。

④ 医科歯科連携・多職種連携の推進

- 糖尿病や脳卒中など全身の疾患を有する患者やH I V感染者等に対する口腔ケア、歯科診療等が適切に提供される機会を確保するため、医科歯科連携を促進します。
- 口腔がんの早期発見のため、歯科医の診断能力の向上を促進するとともに、高次医療機関との連携体制の構築を推進します。
- がん患者の治療に伴う副作用や合併症の予防・軽減のため、医科歯科連携を促進します。
- 在宅等の要介護高齢者等に対する口腔ケアや歯科診療が適切に提供される機会を確保するため、多職種連携を促進します。

⑤ 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

- 「8020運動」や「嚙ミング30」運動など、県民が理解しやすい目標や行動指針などを示すとともに、行政や地域のボランティアなどが一体となって個人の意識や行動の変容を支援する社会環境の整備を促進します。
- 地域の実情に応じた総合的な歯科口腔保健対策の充実を図るため、市町村の歯科衛生士等の配置を促進するとともに、歯科口腔保健・歯科医療に携わる者や8020運動推進員等の地域ボランティア等の育成や資質の向上を図ります。
- 県歯科口腔保健推進協議会や県地域・職域・学域連携推進委員会等を活用し、関係機関・団体等と連携した総合的な歯科口腔保健対策の推進を図ります。
- 在宅等の要介護高齢者や障害者（児）及び医療的ケア児が、歯科保健・歯科医療サービスを適切に利用できるよう多職種連携の推進を図ります。
- 幼児期・学齢期のむし歯予防を推進するためにフッ化物洗口等のフッ化物応

用の推進を図ります。

- 歯科疾患の予防及び早期発見・早期治療を推進するため、かかりつけ歯科医を持つことを促進します。

⑥ 歯科口腔保健を担う人材の確保・育成

- 地域の実情に応じた総合的な歯科口腔保健対策の充実を図るため、市町村等へ歯科衛生士等の歯科専門職の配置を促進します。
- 歯科医医療従事者・歯科口腔保健に関わる他職種及び8020運動推進員等の地域ボランティア等の育成や資質向上を図ります。
- 歯科医療機関への歯科衛生士の復職支援の充実強化を図ります。

⑦ 大規模災害時の歯科口腔保健の体制整備

- 災害時における、歯・口腔の健康や口腔ケアの重要性について、普及啓発を行います。
- 平時から歯科医師会・歯科衛生士会等と連携を図り、大規模災害を想定した連携体制構築を図ります。

歯科口腔保健の推進体系

全体目標： 歯・口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

乳幼児疾患の予防・口腔機能の獲得・維持向上

定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進

離島・へき地地域の歯科医療・歯科保健の推進

医科歯科連携・多職種連携の推進

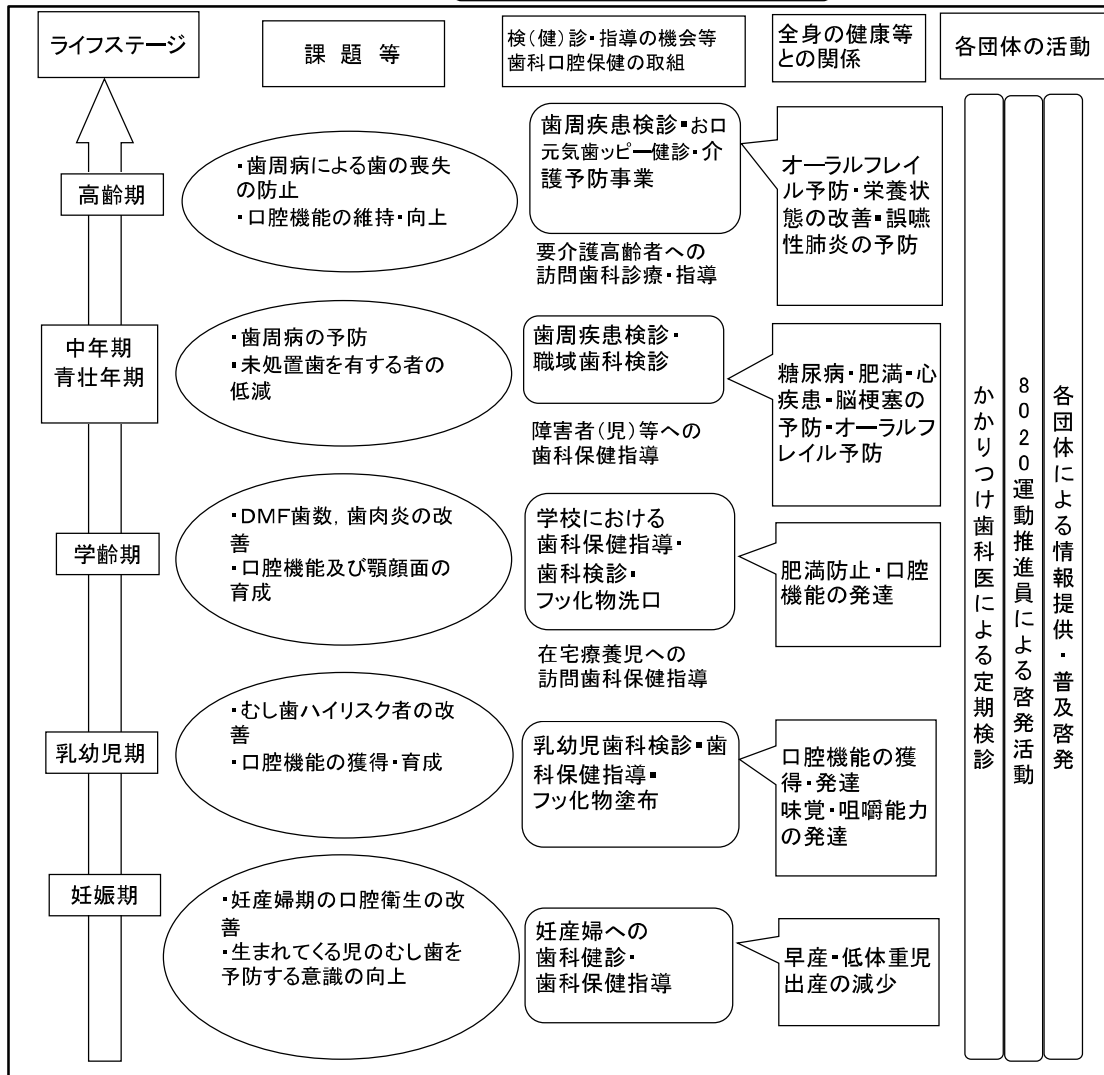
大規模災害時の歯科口腔保健の体制整備

【主要な課題】

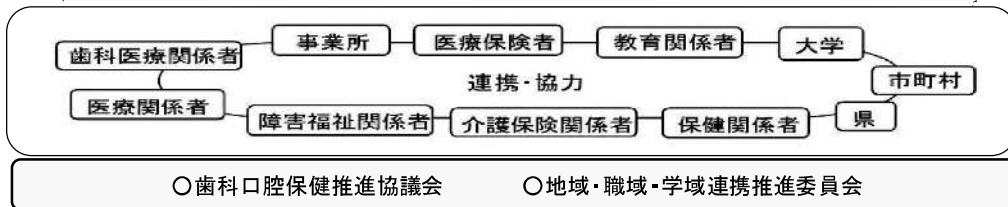
乳幼児期からの口腔機能の獲得・維持向上

学齢期から青壮年期の歯周病予防

定期歯科健診の促進



歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備・人材確保及び育成



ライフステージごとの特性・ライフコースアプローチを踏まえた歯・口腔の健康づくり

(ウ) 目標項目一覧

目標項目	指 標	対象	現状値 (R4年度)	目標値 (R15年度)	現状値 の出典
よく噛んで食 ることができる 者の増加	50歳以上にお ける咀嚼 ^{そしやく} 良好者 の割合（年齢調 整値）	50歳以上	87.4%	90%	県民の歯科 口腔保健実 態調査
歯周病を有する 者の減少	40歳以上にお ける歯周炎を有す る者の割合（年 齢調整値）	40歳以上	68.4%	40%	〃
歯科検診の受診 者の増加	過去1年間に歯 科検診を受診し た者の割合	20歳以上	68.9%	95%	〃